道路交通円滑化事業費
社会資本総合整備事業費
官民連携基盤整備推進調査費
離島振興費のうち
小笠原諸島振興開発事業費補助
離島振興事業費
北海道開発事業費
北海道特定特別総合開発事業推進費
官庁営繕費のうち
施設整備費
河川等災害復旧事業費
水資源開発施設災害復旧事業費
有料道路災害復旧事業費
住宅施設災害復旧事業費
鉄道施設災害復旧事業費
河川等災害関連事業費
北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
船舶交通安全基盤整備事業費
廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
廃棄物処理施設整備費
環境保全施設整備費のうち
施設整備費
生物多様性保全回復施設整備交付金
環境保全施設整備交付金
自然公園等事業費
廃棄物処理施設災害復旧事業費
防衛本省施設費のうち
施設整備費
武器車両等整備費のうち
武器購入費
通信機器購入費
車両購入費
弾薬購入費
諸器材購入費
艦船整備費のうち
艦船修理費
艦艇建造費
支援船建造費

航空機整備費
在日米軍等駐留関連諸費のうち
提供施設等整備費
提供施設移設整備費
教育施設等騒音防止対策事業費補助金
施設周辺整備助成事業費補助金
道路改修等事業費補助金
施設周辺整備統合事業費補助金
再編推進事業費補助金
特定防衛施設周辺整備調整交付金
在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金
施設運営等関連補償費
防衛協力・交流等推進費のうち
諸器材購入費
防衛力基盤整備費のうち
施設整備費
公務員宿舎施設費
提供施設等整備費
不動産購入費
陸宙防止対策事業費補助金
教育施設等騒音防止対策事業費補助金
施設周辺整備助成事業費補助金
道路改修等事業費補助金
施設周辺整備統合事業費補助金
特定防衛施設周辺整備調整交付金
移転等補償金
施設運営等関連補償費
防衛力基盤整備費のうち
弾薬購入費
試作品費
防衛技術研究開発委託費
施設整備費
公務員宿舎施設費
不動産購入費

○厚生労働省告示第三百七十六号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十二月一日から適用する。

平成三十年十一月九日

厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～八　（略）	一～八　（略）
九　平成二十年二月二十一日保発第〇二二一〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による医療費の支給	（新設）
十　平成二十年三月三十一日健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	（新設）
十一　平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給	（新設）
十二・十三　（略）	九・十　（略）
（削る）	十一　平成二十年二月二十一日保発第〇二二一〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による医療費の支給
	十二　平成二十年三月三十一日健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

○厚生労働省告示第三百七十七号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十二月一日から適用する。

平成三十年十一月九日

厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給	（新設）
十二・十三　（略）	十一・十二　（略）

○農林水産省告示第二千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年十一月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　保安林の所在場所　群馬県前橋市金丸町字金丸三五九の二、三六〇、三六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県大田市五十猛町字藤東平二二七九の二九・二二七九の三〇・二二七九の三八・二二七九の三九（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十一月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町新富字倉田八九九九の一、九〇三八、九〇四〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十一月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝付町新富字保気八八一〇の一、字南平八九一〇の一、八九一二の一、八九一二の二、八九一三の一、八九一三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）